

## 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(南あわじ市指定 第2871701229号)

当事業者は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。  
事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明します。わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

### ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等のご希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービス利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名   | 株式会社 ケーズ        |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県南あわじ市市徳長68-1 |
| (3) 電話番号  | 0799-38-6821    |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 黒田 宏      |
| (5) 設立年月  | 令和 2年 9月 4日     |

## 2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所

### (2) 事業の目的

要支援または要介護状態等にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他生活全般にわたる援助が行えるような総合的な居宅介護支援を提供します。

(3) 事業所の名称 ケアサポート あゆみ

令和3年4月1日指定 南あわじ市 第2871701229号

(4) 事業所の所在地 兵庫県南あわじ市市徳長68-1

(5) 電話番号 0799-38-6821

(6) 管理者氏名 黒田 友子

### (7) 事業所の運営方針

- ① 介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した生活が営めるように支援します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、公正中立な立場で適正な保険医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるように努めます。
- ③ 事業の運営にあたり、関係市町村や地域包括支援センター他の居宅支援事業所、介護施設などとの連携に努めます。
- ④ 自ら提供するサービスの質の評価を行うことにより質の高いケアマネジメントを行うよう努めます。

(8) 開設年月 令和3年4月1日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

### (1) 通常事業の実施地域

通常の実業実施地域は南あわじ市とする

### (2) 営業日及び営業時間・休業日

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8時30分～17時30分
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日 8月13日～8月15日 12月29日～1月4日

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### (1) 管理者 1名 (兼務)

主任介護支援専門員 1名 (管理者と兼務)

### (2) 職務内容

管理者は事務所の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施、その他管理業務を行います。

介護支援専門員は申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成その他の居宅介護支援業務の提供を行います。

### サービスの提供を行う介護支援専門員

氏名： 黒田 友子

---

## 5. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し利用者又は家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

## 6. 当事業所が提供するサービスの内容と利用料金(契約書第4～10条、第11.12条参照)

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

### <サービスの内容>

#### ① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

## <居宅サービス計画の作成の流れ>

① 事業者は介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

② 居宅サービス計画の作成開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

③ 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④ 介護支援専門員は前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

### ② サービス事業所の選定について

- ・ サービス事業所の選定にあたって、契約者及びその家族は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。
- ・ 契約者及びその家族は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。

### ③ 居宅サービス計画の作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標にそってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### ④ 居宅サービス計画の変更

- ・ ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

### ⑤ 介護保険施設へのご紹介

- ・ ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

## <利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

### ① 居宅サービス計画作成料（居宅介護支援の利用料金）

\*要介護度に応じた介護サービス提供開始以降1ヶ月あたりの金額

介 護 度	利 用 料 金 （1ヶ月あたり）
要 介 護 1・2	10,860 円
要 介 護 3・4・5	14,110 円

\*看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったが利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合にモニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ介護保険サービスが提供されたものと同じに取り扱いことが適当と認められる場合について居宅介護支援の基本報酬の算定をします。

### ② 介護職員等処遇改善加算について

居宅介護支援において介護職員等処遇改善加算が新たに設けられることとなりました。これに伴い当事業所では、職員の処遇改善及びサービスの質の向上を目的として本加算を算定いたします。尚、居宅介護支援費は介護保険から全額給付されるためご契約者の自己負担はありません。

#### 【内 容】

項 目	内 容
算定加算	介護職員等処遇改善加算
料金（単位数）	所定単位数の2.1%
算定開始日	令和8年6月1日

### ③ 加算等（加算料金）について

初回加算	3,000円	ア 新規に居宅サービス計画を作成する場合 イ 要支援者が要介護認定を受けた場合に、居宅サービス計画を作成する場合 ウ 要介護状態区分が、2区分以上変更された場合 エ 過去2ヶ月以上サービス提供がない利用者に対してサービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円	ご利用者が病院に入院する時、入院した日のうちにその病院の職員に対して必要な情報を提供した場合（入院の際1回限り）
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円	ご利用者が病院に入院する時、入院した日の翌日又は翌々日にその病院の職員に対して必要な情報を提供した場合（入院の際1回限り） <u>*入院時、入院先の医療機関に担当ケアマネジャーの名前をお伝え下さいますようお願い致します*</u>
退院・退所加算	4,500円 6,000円 7,500円 9,000円	入院等の期間中に病院・施設等の職員より利用者の必要な情報を受け居宅サービス計画を作成し、利用機関との連携を行った場合の加算。情報を得る回数やカンファレンス開催等により料金が分かれています。退院、退所後に福祉用具貸与が見込まれる場合、必要に応じて福祉用具専門相談員や作業療法士がカンファレンスに参加します。
通院時情報連携加算	500円	ご利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等からご利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合（1ヶ月に1回を限度とし算定）

#### (1) ご契約者の介護保険の滞納の場合

事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、介護給付費体系に基づくサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。その際「サービス提供証明書」を発行しますので保険者である市役所窓口で滞納保険料をお支払い後、証明書を提出すると支払った利用料金の払い戻しを受けることができます。

#### (2) 交通費（契約書第11条参照）

通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は介護支援専門員が訪問するための往復に要した交通費の実費を頂きます。

\*1km当たり20円（往復の距離を計算いたします）

### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 事業所に直接支払い

イ. 記指定口座への振り込み

あわじ島農業協同組合 中央支所 普通預金0034575

株式会社 ケーズ 代表取締役 黒田宏

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払いください。

## 7. 苦情の受付について (契約書第19条参照)

### (1) 苦情の受付

当事業所の居宅介護支援に関する苦情やご相談の窓口

○相談・苦情受付担当・苦情解決責任者 黒田 友子

○毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

### (2) 行政機関その他苦情の受付機関

その他当事業所以外に下記の相談窓口があります

南あわじ市 市民福祉部 長寿・保険課	電話：0799-43-5217	FAX：0799-43-5317
南あわじ市 地域包括支援センター	電話：0799-43-5237	FAX：0799-43-5317
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話：078-332-5617	FAX：078-332-5650

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行い  
本書面を交付しました。

事業所 所在地 兵庫県南あわじ市市徳長68-1  
名称 居宅介護支援事業所  
ケアサポートあゆみ

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提  
供開始に同意し本書面の交付を受けました。

利用者様  
住所  
  
氏名

上記利用者は、心身の状況等により署名ができなため利用者本人の意思を確認のうえ  
私が利用者に代わって署名します。

代理署名  
住所  
  
氏名

(続柄 )

## ＜重要事項説明書付属文書＞

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第17条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

### 2. 損害賠償について（契約書第18条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合（契約終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のように事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

## (1) 契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の10日前までに事業者へ通知してください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体、財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

## (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご契約者が、故意又は過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 4. 虐待の防止について

事業者は、ご契約者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ア 虐待防止に関する責任者を選定しています
- イ 各地域包括支援センター等と連携し成年後見制度の利用を支援します
- ウ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し指針を整備、周知徹底を図ります（他事業所との研修会の定期的な開催や研修会の参加を実施します）
- エ 居宅サービス事業者またはご利用者（家族、親族、同居人等）による虐待が疑われる場合には速やかに地域包括支援センター・保険者に通報します  
虐待に関する責任者：管理者兼介護支援専門員 黒田友子

## 5. 公正中立性の確保について

以下についてご利用者、その家族様に説明を行うとともに介護サービス情報公表制度において公表いたします。

- ア 過去6ヶ月以内に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- イ 過去6ヶ月以内に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

\*当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別資料のとおりです。

## 6. 業務継続計画（BCP）について

感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービス（居宅介護支援）の提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

## 7. 衛生管理等

事業所において感染症が発生したまたはまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 8. 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わないものとします。
- (2) 身体拘束を行う場合にはその対応及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

## 9. 緊急時の対応方法

サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、緊急連絡先へ連絡します。また、必要な場合において利用者の主治医に連絡を行い、医師の指示に従います。

### 附則

この重要事項説明書は、令和3年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は、令和6年4月1日から改訂施行する。

この重要事項説明書は、令和8年4月1日から改訂施行する。

この重要事項説明書は、令和8年6月1日から改訂施行する。